

2014/10/18

## 全国通信三田会規約改定(案)

### 第1条(名称)

本会は、全国通信三田会(以下当会という)と称する。

### 第2条(組織)

- 1 当会は、慶應義塾大学通信教育課程の卒業生により組織する。
- 2 当会は、地域通信三田会を基盤として組織する。  
本規約の中で、地域通信三田会とは、原則として、各都道府県に居住する会員によって各都道府県単位で組織される三田会をいう。  
ただし、通信教育課程卒業生は、自己の居住地以外の地域通信三田会に入会することができる。
- 3 新たに組織または名称を変更等をした地域通信三田会は、当会の役員会に対し、その組織の概要を届け出る。

### 第3条(目的)

当会は、会員相互の親睦向上を図ること、後学の便を図ること、また慶應義塾大学を中心とする諸団体との連携を保ち、慶應義塾社中の一員となって義塾の発展に寄与すること、を目的とする。

### 第4条(会員)

- 1 会員は、慶應義塾大学通信教育課程の卒業生とする。
- 2 第1項の卒業生のうち、本会の会員としての権利義務を享受する旨の意思を表明した者(会費納入者)を「正会員」とし、その余の会員を「普通会员」とする。  
第2項の規定に拘わらず、本塾大学通信教育課程に一定期間以上在籍し当会に参加を希望する者で、役員会の承認を得た者を「賛助会員」とする。
- 3 正会員及び賛助会員は、本会の行う事業について、会費の支払いに応じたサービスを受ける。

### 第5条(事業)

当会は、第3条の目的達成のため次の事業を行う。

- 1 会員および地域通信三田会相互の親睦、連絡及び情報交換を図る事業
- 2 地域通信三田会の支援
- 3 会員の生涯学習に資する事業

#### 4 社中との連携を図る事業

#### 5 塾生の諸団体と連携して塾生の勉学を援助する事業

### 第6条(事務所)

当会の事務所は、事業運営に適したところに置くこととし、具体的には幹事会において決定する。

### 第7条(役員)

#### 1 当会には、次の役員を置く。

(1)会長 (2)副会長 (3)会計 (4)会計監査 (5)部長

#### 2 役員は幹事会で選出され、任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

#### 3 会長は、会務を統括し、当会を代表する。

#### 4 副会長は、会長を補佐し、必要ある場合はこれを代行する。

#### 5 会計は、当会の会計を管理する。

#### 6 会計監査は、当会の会計を監査する。

#### 7 部長は会長の委嘱を受けて会務を処理する。

部長は、役員会の承認を得て、部のもとに幹事として、副部長または委員を設けることができる。

### 第8条(役員会)

#### 1 役員会は、役員ならびに名誉会長をもって構成し、会長が毎年度2回以上召集する。

#### 2 役員会は、構成員の3分の2以上の出席を要する。ただし、委任状をもってこれに代えることができる。

#### 3 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

#### 4 役員は必要に応じ、会長の承認を得て、正会員を出席させ意見を述べさせることができる。

### 第9条(幹事)

#### 1 当会に幹事を置く。

#### 2 幹事は地域通信三田会を単位体として選出する。

#### 3 前項の規定にかかわらず、幹事会は、その3分の2以上の賛成を得て幹事を選出することができる。

#### 4 地域通信三田会は、次の基準に従って幹事を選出する。

(1) 構成員50名以下の単位体においては1名

(2) 50名を超える単位体においては更に100名増すごとに1名

- 5 幹事はその所属する地域通信三田会を代表し、会務を処理するほか、事業の執行及び一般的連絡に当たる。
- 6 幹事は、正会員でなければならない。幹事が正会員でなくなった場合は、なんらの手続きを要せず幹事の職を失うものとする。
- 7 幹事の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 8 幹事の総数は、150名を超えてはならない。

#### 第10条(幹事会)

- 1 幹事会は、会長、副会長、会計、会計監査、部長及び幹事をもって構成し、会長が毎年度1回以上これを招集する。
- 2 幹事会は、当会の中枢機関であって、会務の重要事項を協議する。
- 3 議決は、構成員の三分の一以上の出席を要する。但し、委任状をもってこれに代えることができる。
- 4 正会員は、幹事会に出席し意見を述べることができる。

#### 第11条名誉会長及び顧問

- 1 当会は、正会員の中から名誉会長及び顧問を委嘱することができる。
- 2 前項の委嘱期間は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 3 名誉会長は役員会・幹事会において助言することができる。
- 4 顧問は幹事会において助言することができる。

#### 第12条(会費及び入会金)

- 1 当会の経常費は、会費及び寄付金をもって当てる。
- 2 正会員及び賛助会員は、会費を支払うものとする。正会員が会費の支払いを怠った場合には普通会员として扱われる。賛助会員が会費の支払いを怠った場合には、退会したものとして扱われる。
- 3 正会員及び賛助会員は、年会費2,000円を納入するものとする。

#### 第13条(決算)

決算報告は、会計監査の報告書を添えて幹事会に提出し、その承認を得ることを要する。

#### 第14条(会計年度)

当会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

#### 第15条(補則)

本規約に定めのない事項は、幹事会において定め、各単位体に関することは単体において定めることとする。

#### 第16条(変更)

この規約の変更は、幹事会の構成員の3分の2以上の賛成を得ることを要する。

#### 第17条(付則)

1 この規約は平成26年10月18日から実施する。

2 第15条の「本規約に定めのない事項」とは、

- ・会長選出規程 ・役員規定 ・幹事規定 ・会員のモラル
- ・プライバシーポリシー ・HP運用基準 等 別に定める事項をいう。

(平成06年05月19日一部改正)

(平成12年10月13日一部改正)

(平成14年10月19日一部改正)

(平成15年10月18日一部改正)

(平成16年10月16日一部改正 ・内規補足)

(平成21年10月17日一部改正)

(平成26年10月18日一部改正)